

農薬の新規登録に係る意見の聴取に関する資料
（MCPAイソプロピルアミン塩）

MCPAイソプロピルアミン塩

(MCPA isopropylammonium)

1. 審議事項

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定に基づき新規申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

2. 経緯

① 申請及び諮問

令和元年（2019年）11月21日

登録の申請

令和4年（2022年）4月20日

農業資材審議会への諮問

令和4年（2022年）4月25日

農業資材審議会農薬分科会（第30回）への諮問の報告

② 農薬原体部会

令和6年（2024年）1月29日

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第17回）

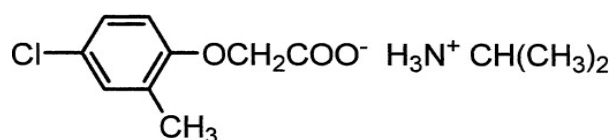
3. 審議農薬の基本情報

① 化学名 (IUPAC) MC P A イソプロピルアミン塩
Isopropylammonium (4-chloro-2-methylphenoxy)acetate

② CAS 登録番号 34596-68-4

③ 分子式 $C_{12}H_{18}ClNO_3$

④ 構造式



⑤ 分子量 259.73

⑥ 初回登録年 新規申請

⑦ 用途 除草剤

⑧ 作用機作

本有効成分はホルモン型除草剤であり、その作用機作は植物体内に吸収された後、生長点部位などの生長の著しい部分において、インドール酢酸様作用により様々な生理的異常を生じさせるものである。(HRAC : 4)。

⑨ 主な適用作物

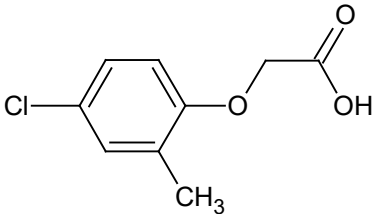
樹木等 (公園、庭園、堤とう、駐車場、道路、運動場、宅地、のり面、鉄道等)

⑩ 登録申請農薬

別紙 1 参照

4. 農薬原体部会における評価結果の概要（別紙2（1）参照）

① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格

有効成分			
一般名	化学名	構造式	含有濃度
MC P A ¹	2-メチル-4-クロロフェノキシ酢酸		930 g/kg以上

② 農薬原体中のMC P Aの分析法

MC P Aの農薬原体をアセトニトリルで溶解し、C18カラムを用いて高速液体クロマトグラフ（HPLC）によりアセトニトリル/0.1 %リン酸水溶液で分離し、紫外吸収（UV）検出器（検出波長：229 nm）によりMC P Aを検出及び定量する。定量には内部標準法を用いる。

③ 農薬原体の組成分析

MC P Aの農薬原体の組成分析に用いられた分析法は、MC P A及び1 g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析において、定量された分析対象の含有濃度の合計は970～986 g/kgであった。

④ 不純物の毒性

農薬の製造に用いられるMC P Aの農薬原体中に含有されている不純物には、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。

⑤ 農薬原体の同等性

農薬の製造に用いられるMC P Aの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成を比較した結果、同等であった。

¹ 有効成分はMC P Aイソプロピルアミン塩であるが、農薬の製造に用いられる農薬原体はMC P Aで管理されるため、MC P Aとして規格を登録する。

5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断

4. ①の規格に適合するMCPAイソプロピルアミン塩原体を用いて製造される別紙1に掲げる農薬について、以下のとおり判断することができる。

なお、当該農薬は令和元年11月21日に登録の申請がされ（2. ①）、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和2年4月1日）前にされた登録の申請である。このため、同法附則第2条の規定による改正前の農薬取締法第4条第1項各号に対する判断を行うものである。

一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

四 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

六 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

MCPAイソプロピルアミン塩は樹木等にのみ使用され、食品及び家畜の飼料の用に供する農作物に使用されないことから、本号に該当すると認められなかった。

七 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、畑地ほ場土壌残留試験におけるMCPAの50%消失期（DT₅₀）は、洪積埴壌土で1.5日、火山灰埴壌土で0.8日であり、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月2日農林省告示第346号）第2号（土壌中半減期が180日未満の場合）に照らし、本号に該当すると認められなかった。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

別紙2（2）によれば、中央環境審議会における評価の結果、下記のとおり、水産動植物に係る農薬登録基準が設定され、MCPA²の水産動植物被害予測濃度が当該基準を下回っていることから、本号に該当すると認められなかった。

① 水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準

環境大臣は、農薬取締法に基づき、MCPAの水域の水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、令和2年（2020年）11月2日に告示している。

農薬登録基準（水産動植物） 6100 µg/L（6.1 mg/L）

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

別紙2（3）によれば、中央環境審議会における評価の結果、下記のとおり、水質汚濁に係る農薬登録基準が設定され、MCPA²の水質汚濁予測濃度が当該基準を下回っていることから、本号に該当すると認められなかった。

² 有効成分はMCPAイソプロピルアミン塩であるが、水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準及び水質汚濁に係る農薬登録基準はMCPAに対して設定されるため、MCPAとして水産動植物被害予測濃度及び水質汚濁予測濃度を算出する。

① 水質汚濁に係る農薬登録基準

環境大臣は、農薬取締法に基づき、MCPAの水質汚濁に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、令和6年（2024年）3月14日に告示している。

農薬登録基準 0.0050 mg/L

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

十一 農薬取締法第4条第1項第1号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は水産動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

申請時点において、本号の規定に基づく省令は定められていない。

別紙 1

MCPAイソプロピルアミン塩を有効成分として含む登録申請農薬一覧

登録番号	農薬の名称
—	はやわざPRO
—	はやわざAL

別紙 2

参照資料一覧

- (1) MCPAの農薬原体の組成に係る評価報告書（農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会 令和6年1月29日）
- (2) 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準の設定に関する資料 MCPAイソプロピルアミン塩、MCPAエチル及びMCPAナトリウム塩（中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会 令和2年7月10日）
- (3) 水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料 MCPAイソプロピルアミン塩、MCPAエチル及びMCPAナトリウム塩（中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会 令和5年9月27日）